
プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応**
項目 **第 88 回税効果会計専門委員会及び第 513 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 88 回税効果会計専門委員会（2023 年 10 月 24 日開催）及び第 513 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 1 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 88 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

（四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記）

2. 口頭で補足いただいた「前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しており、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間においても、前連結会計年度等に入手した情報に基づき当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合に本実務対応報告第 7 項を適用するときは、その旨を企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項として注記する。」案に賛成する。
3. 四半期財務諸表において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができるとする代替的な会計処理を適用する場合、企業が対象会計年度において当該制度に係る法人税等が課税されると判断しているにもかかわらず計上しないことを選択しているのか、又は課税されるか否かの判断が困難なため計上しないことを選択しているのか、その理由を注記することをご検討いただきたい。
4. 四半期財務諸表においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の金額が含まれているかどうかという事実を注記するのみでも情報として一定の有用性があると考えられるため、当該事実のみを注記することでどうか。

第 513 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

（四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記）

5. 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項として注記する案に賛成する。
6. 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項として注記する場合を、前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しているときに限定する必要はないと考えられるがどうか。
7. 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項として注記を求める条件を整理し、表現を見直してはどうか。
8. グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれるものの、四半期財務諸表において当該制度に係る法人税等を計上しない場合に、計上していない理由を注記することに実務的な困難さがないのであれば、この理由も併せて注記する方が情報価値は高まると考えられる。

(実務対応報告公開草案の文案の見直しに関する意見)

9. 結論の背景 BC11 項において、「企業が当事業年度の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき見積もった金額と翌事業年度の見積金額又は確定額との間に差額が生じたとしても、各事業年度において財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積っている場合には、当該差額は誤謬にはあたらず、当期の損益として処理することになると考えられる。」と記載しているが、文末を「考えられる。」とせず、断定的な表現とすることをご検討いただきたい。
10. 結論の背景 BC11 項における「グローバル・ミニマム課税制度が適用されるにつれて不確実性が解消され合理的な見積りの水準は高まっていくと考えられる。」という記載は、既存の会計基準等において一般的ではない表現であると考えられる。見積りを行う時点で入手可能な情報を適切に用いているのであれば合理的な見積りであることには変わらないということを事務局としては意図していると理解しているため、表現を見直してはどうか。

(補足文書の文案に関する意見)

11. 補足文書の文案は実務に資する内容になっていると考えられるため、この内容について賛成する。また、本文書における内容を結論の背景等において示すのではなく、補足文書として公表することについても賛成する。
12. 簡便的な見積りという表現を用いると会計基準等で定めるべき簡便法を定めているように見えるため、「簡便的な」という記載は削除してはどうか。
13. グローバル・ミニマム課税制度の適用初年度より後の年度における見積りに関する具体的な指針も示すことをご検討いただきたい。

以 上